

奈良県告示第二百三十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十九年十一月六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
木下 聡子	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	神経内科（平 衡機能障害、 肢体不自由）	平成二十九 年九月一日
殿村 恭代	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	神経内科（平 衡機能障害、 肢体不自由）	平成二十九 年九月一日
芳谷 和洋	医療法人檀原友絃 会大和檀原病院	檀原市石川町八一 番地	整形外科（肢 体不自由）	平成二十九 年九月三十 日
鎌田 善弘	鎌田医院	五條市野原西一 六―八	外科（肢体不 自由）	平成二十九 年十月四日